

瑞穂監第 1 号
令和5年4月27日

瑞穂市長
森 和之 様

瑞穂市議会議長
若井千尋 様

瑞穂市農業振興会会長
小川勝範 様

瑞穂市監査委員 浅村孝司

瑞穂市監査委員 杉原克巳

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

瑞穂市農業振興会（以下、「農業振興会」という。）の令和3年度の財政援助（補助金）に係る出納その他出納に関連した事務の執行について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、監査を行った。

なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和4年度及び令和2年度以前の財政援助についても対象とした。

2 監査の実施期間

令和5年1月31日（火）から同年3月2日（木）まで

3 実施した監査手続

農業振興会における上記補助金に係る出納その他出納に関連した事務の執行について、同会が保管する出納関係帳票その他関係書類の確認及び質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、商工農政観光課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 農業振興会の概要

（1）事業概要

農業振興会は、事務所をぎふ農業協同組合巣南支店（瑞穂市田之上618番地1）に置き、瑞穂市農業振興会規約（以下、「規約」という。）によれば「瑞穂市の農業振興に関する諸事業を審議、推進し、会員相互の農業生産物の品質改善と生産力向上を図り、農業振興に寄与すること」を目的としている。その目的を達成するため、関係機関と緊密な連携のもとに次の事業を行うとしている。

- ア 農業の生産拡大・品質改善等研修事業及び経営改善の推進
- イ 農業の流通改善の促進
- ウ 農業に関する施策等の建議
- エ 農業に関する調査及び情報の提供
- オ 関係団体相互の連絡及び調整
- カ その他振興会の目的を達成するために必要な事業

（2）組織

規約によれば、農業振興会の会員は、瑞穂市内に住所を有する団体で趣旨に賛同して入会した農業振興団体とし、役員は各会員から選出された理事の中から、会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名が選出されている。

(3) 決算状況

令和3年度における農業振興会の収支決算状況は、次のとおりである。

令和3年度 瑞穂市農業振興会収支決算

〈収入の部〉

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減	摘要
助成金	1,714,000	1,714,000	0	瑞穂市より
負担金	167,180	167,180	0	各会より
雑収入	820	2	△818	貯金利息
合計	1,882,000	1,881,182	△818	

〈支出の部〉

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減	摘要
会議費	30,000	0	△30,000	
振興費	1,671,800	1,671,800	0	各会へ
事務費	42,200	0	△42,200	
消費宣伝費 (備品購入費)	136,000	208,530	72,530	ワイヤレスアンプ×1 ワイヤレスハンドマイク ×2 乾電池×20
雑費	2,000	852	△1,148	振込手数料 返納金
合計	1,882,000	1,881,182	△818	

収入合計 1,881,182 円に対し、支出合計は 1,881,182 円であった。

(4) 補助金について

農業振興会への補助金は、「瑞穂市農業関係振興補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)第2条の規定により、次のとおり定められている。

事業の種類	経費の内訳	補助率
農業団体育成事業	地域農業の振興計画の実践に伴う研究・技術の高度化、生産の集団化若しくは生産性の向上を図る目的で結成される研究集団又は農家経営の安定を図る目的をもって組織された団体、協議会等の運営に要する費用	10分の3以内

各年度の補助金の当初予算額の推移は、次のとおりである。

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農業振興会補助金	1,714,000	1,714,000	※4,714,000

※令和4年度は水田環境改善補助事業費 3,000,000 円含む。 令和5年1月末現在

2 農業振興会について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見										
1	備品の購入等について	<p>農業振興会によると、ここ数年は、コロナ禍により事業は書面による役員会のみ実施しており、備品購入は、会長の決裁を受けて購入し、その後、役員に承認を受けるとのことであった。</p> <p>平成30年度以降の備品購入に係る金額を確認したところ、毎年209,300円前後で年度末に購入していた。</p> <p>【備品購入額】</p> <table border="1" data-bbox="464 797 767 1032"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>209,371 円</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>209,303 円</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>209,267 円</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>209,300 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	金 額	H30	209,371 円	H31	209,303 円	R2	209,267 円	R3	209,300 円	<p>平成31年度以降の収支決算を確認したところ、科目の会議費、事務費は未執行、消費宣伝費は予算額を上回る金額で備品購入されている状況が続いていた。</p> <p>また、備品確認を行ったところ、未使用と思われる備品が見受けられた。備品を購入する必要があるならば、当初予算に盛り込むべきであり、年度末になってからの購入は、場当たりので予算消化ととられかねない。</p> <p>今後は、計画的な購入とし、適正な予算執行とすべきである。</p>
		年度	金 額										
		H30	209,371 円										
		H31	209,303 円										
R2	209,267 円												
R3	209,300 円												
<p>農業振興会に備品台帳の有無について尋ねたところ、備品台帳は無いとのことであった。</p>	<p>平成30年度以降に購入した備品については、備品シールが貼付され、施錠管理もされていたが、過去に購入した備品については、資料との突き合わせが必要とのことであった。</p> <p>今後は、備品台帳を作成し、財産管理を適正に行うべきである。</p>												
<p>備品購入の際、複数の業者から見積りを徴取しているか確認したところ、1者のみとの回答であった。</p>	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針（以下、「指針」という。）によれば「補助事業者が物品の購入や工事等の契約行為を行う場合は、複数の者から見積りを徴取してもらう。」と規定されていることから、今後備品購入の際には、複数の業者から見積りを徴取していただきたい。</p>												
<p>令和3年3月にクレジットカードによる備品購入があり、農業振興会所有のクレジットカードか確認したところ、便宜上個人のものを使用したとのことであった。</p>	<p>備品購入の支払において、個人所有のクレジットカードを使用し、一時的な立替払いが行われていたが、立替払いは個人の現金との区別が不明確となりかねない。</p> <p>また、個人のクレジットカードを使用し、ポイントを取得したとなると私的に利益を得たことになり、不適切な処理となり得ることから、今後は適正な取扱いとすべきである。</p>												

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
2	組織団体への補助について	農業振興会から組織団体（3 振興会・2 協議会）へ補助金を交付しているが、補助の合計金額は、毎年 1,671,800 円であり、その積算内訳にある「特殊事業・特別支援」の金額の算出方法を確認したところ、個別の活動実績をもとに算出しているとのことであった。	組織団体への補助金額は、毎年異なるものの、5 団体の合計額は 1,671,800 円であり、この金額を各組織団体に割振っている状況にあるといっても過言ではない。 今後は、事業年度の事業計画や財政状況を把握し、繰越状況を加味し、算定根拠を明らかにして、適正に組織団体への補助金交付としていただきたい。

3 商工農政観光課について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	補助対象経費について	農業振興会への補助金交付は、要綱に基づいているが、補助対象となる事業内容及び対象となる経費について確認したところ、事業に係る経費なのか運営費なのか明確な回答が得られなかった。	要綱によれば、補助金交付の対象経費の内訳は「地域農業の振興計画の実践に伴う研究・技術の高度化、生産の集団化若しくは生産性の向上を図る目的で結成される研究集団又は農家経営の安定を図る目的をもって組織された団体、協議会等の運営に要する費用」（補助率 10 分の 3 以内）とされている。 明確な回答がないことから、補助対象経費の明確化になるよう規定の見直しを含め検討していただきたい。
4	履行確認について	農業振興会への補助金の効果及び履行の確認について尋ねたところ、コロナ前は農業振興会と各組織団体の総会に出席し、前年度の事業実施状況、決算状況、当年度の事業計画、予算計画の報告を受け、現在は農業振興会から書面で報告を受け、電話や面談で確認しているとのことであった。	指針では、履行確認について「決算書、事業報告書以外にも積極的に必要な書類を求める。また、必要に応じて調査（現場確認）を行う。（市には地方自治法第 221 条第 2 項に基づく調査権限がある。）」と規定されている。 補助金の必要性、金額の妥当性など見直しを図るべく、積極的に確認を行っていただきたい。

以上